

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2734号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

かかし祭り (山形県)



も く じ

随 想	随 想	情 報	政 策	政 策
大河ドラマ「龍馬伝」の大浦お慶とそのぎ茶	「第二回日本水大賞」受賞	町村Nav	高齢者医療制度改革会議が中間とりまとめ	総務省・2011年度予算概算要求重点施策
香川県町村会長 多度津町長 小國 宏	長崎県東彼杵町長 紙谷 修			

総務省・2011年度予算概算要求重点施策
交付税、前年度並みの16・9兆円―予算総額は18・5兆円に―
―重要課題は引き続き検討、市町村国保の広域化が焦点―

町村Nav……………
「第二回日本水大賞」受賞……………
大河ドラマ「龍馬伝」の大浦お慶とそのぎ茶……………

香川県町村会長 多度津町長 小國 宏……………(11)
長崎県東彼杵町長 紙谷 修……………(12)

閑話休題

有機農業が生み出す美味しいまち

コモンズ代表・ジャーナリスト 大江 正章

お昼のランチは米も野菜も卵もすべて、日替わりシエフが働く近くの農場で採れたものだった。メインは旬の夏野菜のラタ・トゥイユだ。夕食はイタリアン。野菜をふんだんに使ったパスタ、天然酵母パン、サラダ、冷製スープ。冷やした地酒が、よく合う。仕上げは、小さなフルワリーで地ビールを堪能した。

これらの素材のすべてが、地元産の有機農産物だ。パスタの小麦も、日本酒の米も。地ビールは、元大学教員が小麦や雑穀などの原料からビールまで手作りしている。どれも新鮮で、季節感豊かで、安全で、なにより美味しい。究極の地産地消であり、旬産旬消である。

ここは埼玉県比企郡小川町。東京、池袋から急行電車で約70分。手渡し和紙で名高い一方で、有機農業のまちとしても知られている。町外出身の新規就農者は約30人にも及ぶ。71年以来、金子美登さん（現在は町議も兼ねる）が先駆的に、農業や化学肥料を使わず、環境保全に資する有機農業を

続けてきた。80年代半ばからは、日本酒・うどん・醤油・豆腐など地場産業との連携も進んだ。そして、この数年で有機レストランが急増。町内で4軒になった。どの店も、地元の常連客に加えて、町外からわざわざ食べに来る人たちも多いという。まちおこしにつながっているわけだ。

さらに今年秋には、金子さんの集落の無農薬ジャガイモを使った小川町コロッケが誕生する予定だ。関係があまり深くなかった商店街の肉屋さんと有機農業の間を、町内のNPO法人のリーダーが結びつけた。地に足がついた農商工連携である。

有機農産物はこれまで、特定の生産者と消費者の提携という側面が強く、地域住民への広がりにはともすれば欠けるきらいがあった。小川町のケースはそこを乗り越え、安全で安心できる食べものへの広範な人びとのアクセスを可能にして、新しい公共を市民レベルで生み出したのである。自治体行政の適切な支援がここに加われば、より大きな動きに広がるだろう。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)
なお、採否は当方に一任願います。
送り先：全国町村会・広報部

総 務 省

▼2011年度 予算概算要求重点施策▼

交付税、前年度並みの16.9兆円

—予算総額は18.5兆円に—

総務省の2011年度予算概算要求の総額は、一般会計ベースで前年度比0.4%減の18兆5239億円となった。このうち地方交付税などを除く一般歳出の政策的経費は20.5%減の3496億円。10年度予算に盛り込まれた参院選や国勢調査の執行経費といった特殊要因を除けば微増となる。重点施策には、①地域主権改革の積極的な推進②「ICT維新ビジョン2.0」による「強い経済」の実現③消防防災行政の推進などを掲げた。交付税総額は自治体に配分される出口ベースで0.2%減の16兆8605億円。ほぼ前年度並みを要求した。併せて、毎年度の交付税総額に対する自治体の予見可能性を高めるため、地方の財源不足のうち国が負担する分は交付税法定率の引き上げにより補てんするよう求めた。ただ、国税が伸び悩み、各省の要求額を相当絞らないと予算を編成できないことから、法定率引き上げはもとより、交付税の総額確保も予断を許さない状況だ。

一般歳出は0.6%増

まず、同省が概算要求に合わせてまとめた11年度地方財政収支の8月仮試算の方からみていくと、地方全体の歳出・歳入総額は10年度比0.3%増の82兆4000億円。仮試算は11~13年度政府予算の骨格を示す「中期財政フレーム」や11年度予算概算要求基準などを踏まえ、地方の歳入・歳出の姿を仮置きしたもの。経済情勢の推移や予算編成の動向な

どにより数値は変わるが、8月末時点で想定される11年度地方財政の全体像を示している。

歳出のうち、給与関係経費は2.4%減の21兆2000億円。11年度以降の地方公務員の定員削減がこれまでと同様のペースで進むと仮定し、退職手当以外の人件費を2.0%減の19兆円と見積もった。退職手当も団塊世代の定年退職が一段落して5.3%減の2兆2000億円になると見込んだ。

一般行政経費は、社会保障関係の地方負担の自然増約7000億円を

反映したほか、10年度に創設した9850億円の「地域活性化・雇用等臨時特別費」を一般行政経費の単独分に振り替えた結果、6.7%増の31兆4000億円となった。一方で、国債費を除く政府の一般会計歳出を10年度並みの71兆円に抑える概算要求基準を踏まえると、政府予算の他の経費もそれに伴う地方予算も減るため、投資的経費は0.5%減の11兆8000億円とした。この結果、公債費などを除く政策的経費である地方一般歳出は0.6%増の66兆7000億円となった。

地方税は微増

歳入では、政府の「中期財政フレーム」で地方税や交付税などの一般財源は実質的に10年度を下回らない水準を確保する方針が盛り込まれたのを踏まえ、一般財源を10年度並みの59兆4000億円とした。このうち地方税は、内閣府の試算をベースに見積もったところ、1.3%増の32兆9000億円にとどまる見込みだ。同様に国税も伸び悩み、法人税など国税5税を原資とする交付税法定率分もあり増えない。地方の財源不足額は10年度の水準に近い10兆

政 策

5000億円程度に達する見通しだ。
地方交付税は、国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入り口ベースでは1・3%増の17兆3135億円。うち法定率分は4・0%増の9兆9375億円。この数字から07年度の減額精算分999億円を差し引く一方、①法定加算7562億円②別枠加算1兆4850億円③財

源不足額の半分の国負担相当分に関する交付税法定率の引き上げ5兆2347億円ーを行い、交付税特別会計借入金の11年度償還額をゼロとすることなどを仮定した結果、出口ベースの交付税額は10年度から330億円の微減の16兆8605億円となった。
地方特例交付金は、子ども手当を全額国庫負担に改める前提に立つ

交付税をめぐる要求では、特に1兆4850億円の別枠加算の実現が焦点となる。別枠加算は、三位一体改革に伴う地方への税源移譲で所得税が減った際、所得税の交付税法定

別枠加算が焦点

8000億円の確保を目指す。

と、地方の負担増に対応していた児童手当・子ども手当特例交付金が大幅に減るため、38・4%減の2362億円となる。地方債は臨時財政対策債が過去最高だった10年度よりわずかに減ることから、2・8%減の13兆1000億円。
東京都など交付税不交付団体の水準超経費を除く地方一般財源についても10年度並みの58兆

参考 地方交付税及び地方譲与税配付金勘定

(単位：億円)

区分	項 目	平成23年度 概算要求額 A	平成22年度 予算額 B	比較増減額 (A－B) C	増減率 C／B (%)
地方交付税	一般会計からの繰入れ 借入金等利子の活用金 剰余金の活 還金	173,135 △ 4,530 0 0	170,945 △ 5,712 3,700 2	2,190 1,182 △ 3,700 △ 2	1.3 △ 20.7 皆減 △ 99.9
	計	168,605	168,935	△ 330	△ 0.2
地方特例交付金	一般会計からの繰入れ うち児童手当及び子ども手当特例交付金 減収補てん特例交付金	2,362 479 1,883	3,832 2,337 1,495	△ 1,470 △ 1,858 388	△ 38.4 △ 79.5 25.9
	一般会計からの繰入れ 合計	175,497	174,777	720	0.4
地方譲与税	地方譲与税譲与金	19,181	19,171	10	0.1

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)【地方交付税】

- この概算要求は、「概算要求組替え基準」、「財政運営戦略」等を前提とした仮置きの数値である。その考え方は別紙「平成23年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
- 国税及び地方税の税収見積み等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 交付税特別会計借入金のある方については、予算編成過程で検討を行い、必要な場合には概算要求の修正を行う。
- 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成22年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、「児童手当及び子ども手当特例交付金」及び「減収補てん特例交付金」については、平成23年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

率が据え置かれたために交付税原資が失われた分を復元するほか、地域経済を活性化する観点から、10年度と同額を要求した。このうち三位一体改革のときに失われた交付税原資相当分は1兆725億円。復元する趣旨からすると恒久的に認められるべき性格の加算だが、昨年末に決着した地方財政対策では10年度の別枠加算しか決めていないため、総務、財務両省が年末に協議する。この加算が認められるかどうか、10年度の交付税総額を左右する。

交付税法定率の引き上げは、地方の財源不足を国の一般会計からの臨時財政対策加算と地方側の臨時財政対策債発行で半分ずつ埋める従来の「折半ルール」に代わる仕組みとして事項要求した。11年度の臨時財政対策加算相当分だけ法定率を増やした上で、3年間固定。地方が毎年度の交付税総額の見通しを立てやすいようにする。12、13年度の財源不足額の変動は臨時財政対策債の発行額で調整する。11年度の臨時財政対策加算相当分5兆2347億円は同年度の国税5税収入見込み額の16・5%に当たるため、法定率は現行の31・4%から47・9%に上げるよう求めた。大幅な引き上げになるほか、政府の財政運営戦略には恒久的な歳

政 策

出増は恒久的な財源で賄う原則が盛り込まれており、実現に向けたハードルは高い。

「緑の分権」を推進

政策的経費の主な事業では、クリーンエネルギーや農産物、文化資産など地元固有の資源を活用して地域を活性化する「緑の分権改革」推進プロジェクトに約20億円を計上した。雇用増加につながるモデル的な取り組みを行う市町村などを募り、10力所に2億円ずつ交付する。緑の分権改革関連では、取り組みの具体化に向けた調査のため、28自治体に各1000万円の委託費を支払う事業も行つ。クリーンエネルギーや食のブランド化、ICT、地域通貨などを活用して地域を活性化する事業を募集する。

地域の核となる中心市と周辺市町村が自主的に協定を結んで連携する「定住自立圏構想」については、各圏域の特性を生かした雇用創出に役立つ産業振興の調査事業として7000万円を計上した。7圏域に各1000万円の調査委託費を払う。電子自治体の推進では計15億6000万円を要求した。このうち、ネッ

トワーク上でデータやソフトを効率的に運用する「クラウドコンピューティング」の自治体導入を推進するために、行う業務基盤構築実証実験などには10億3000万円を計上。システムや通信の事業者、自治体などが参加し、異なる自治体の業務システム間のデータ連携実現に向けた技術的課題の解決方策を探る。クラウド関係では、自治体が導入・活用する際のガイドラインを策定するための調査研究事業費2700万円も盛り込んだ。

住民基本台帳ネットワークシステムと住基カードの利用促進、社会保障と税の共通番号制度導入に向けた取り組みなどの予算も拡充し、2億6000万円を要求した。社会保障と税の共通番号について、政府は来年の通常国会への関連法案提出を目指しているが、住基ネットを活用する可能性が高い。総務省は番号と同一ネットワークを連携させるための方法や条件を探るため、システム事業者などに研究を委託する。

このほか、コンビニエンスストアで住基カードを使って住民票の写しと印鑑登録証明書を受け取れるサービスについて、実施自治体や交付する証明書の種類を増やす方策の研究も行つ。

11年度予算概算要求では、経済成長につながる施策などに重点配分する財源を生み出すため、各省予算の一律1割削減が課されたが、総務省の削減対象経費3241億円には基地交付金・調整交付金と政党交付金が含まれる。これらの交付金は削減対象経費の計2割程度を占め、他の予算の大幅削減を迫られることから、同省の政務三役は「聖域なき見直し」を関係市町村や各政党に要請した。基地・調整交付金の見直しは関係自治体が固定資産税を徴収できない代替措置であることを踏まえ、最終的に見直し要請を撤回。10年度と同額の335億4000万円を計上した。政党交付金も見直し議論が始まらなかったため同額の319億4000万円を仮置きで盛り込んだが、予算編成までに見直しを検討するよう各政党に求めていく方針だ。

障害者用警報機を配分

消防庁予算は、10年度比33・3%増の171億5400万円。緊急消防援助隊の充実、災害時要援護者に対する支援、救急救命体制の強化などが柱。緊急消防援助隊の強化では、防災ヘリから撮影した映像を地上に

電送するヘリコプターテレビ電送システムや高度救助資機材など設備の緊急特別増強を進める。

要援護者支援では、聴覚障害者対応型の住宅用火災警報器の設置を推進する。住宅用火災警報器は来年6月までに全住宅の設置が義務付けられる。視覚で危険を察知できるストロボ型の機器も開発・発売されているが、販売個数は8000個程度。聴覚障害による身体障害者手帳保持者4万8000人のわずか2%程度にとどまっている。このため、消防庁が聴覚障害者対応型の警報器を一括して調達。各消防本部に譲与し、聴覚障害のある低所得者や独り暮らしの約5万世帯に設置してもらう。

救急救命体制の強化では、患者の症状に応じて救急搬送などの優先順位を判断する「トリアージ」体系を社会全体で構築するための検討を始める。家庭や電話救急相談、119番通報、救急搬送などの各段階で緊急度の優先順位を判断するマニュアルを作成。家庭で参考にできるようにホームページなどで公開するほか、救急隊員が検索できるシステムの開発を考えている。検討会開催やシステム開発、検証のための費用として、1億円を計上した。

(時事通信記者 阿萬英之)

政 策

政 策 解 説

高齢者医療制度改革会議が中間とりまとめ

—重要課題は引き続き検討、市町村国保の広域化が焦点—

後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度について検討している厚生労働大臣主宰の「高齢者医療制度改革会議（以下、「改革会議」）（座長・岩村正彦東京大学大学院教授）は、8月20日、中間とりまとめを行った。

現行の後期高齢者医療制度を廃止した上で、サラリーマンである高齢者や被扶養者は被用者保険に加入し、それら以外は国保に加入するという制度の基本的骨格を示すとともに、少なくとも75歳以上については都道府県単位の財政運営を維持して現行制度の利点を引き継ぐこととした。

しかし、国保における都道府県単位の財政運営とする対象年齢（75歳以上か65歳以上か）、都道府県単位の運営主体がどこになるのか（都道府県か広域連合か）、国保と被用者保険との財政調整方法、公費投入の方法、市町村国保の都道府県単位化の手法・時期など重要な課題は引き続き検討するとされており、年末の最終とりまとめに向け、調整は最後まで難航すると見込まれている。

●新制度の基本的骨格

昨年11月に発足した改革会議は平成25年度の新制度創設を目指して、大臣から示された検討にあたっての6原則（図1参照）に基づき、8月までに9回にわたり議論を重ねてきた。

8月20日の「中間とりまとめ」では、現行制度の問題点や利点を整理した上で、新たな制度の基本的骨格を示した。

制度の基本的枠組みとしては、現行

制度が年齢で差別するものと批判されたことを受けて、加入する制度を年齢で区別することなく、「サラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に、これら以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役世代と同じ制度に加入する」という方向性が示された。（図2参照）

1、200万人が移行してくるとさ

れている国保の運営のあり方に関しては、「市町村国保の中の少なくとも75歳以上の高齢者医療については、引き続き都道府県単位の財政運営とすることが不可欠となる」とすることともに、都道府県単位の財政運営とする対象年齢については、「65歳以上とする場合も考えられる」とし、引き続き検討課題とした。

●国保運営の仕組み

国保運営の仕組みとしては、「都道府県単位の運営主体」が都道府県単位の標準（基準）保険料率の算出や会計処理を行う一方、市町村は保険料の賦課・徴収、資格管理、保健事業等の事務を行ない、「国保を地域の総合力により共同運営する仕組み」を提案しているが具体的な設計は引き続き検討することとしている。（図3参照）

保険料の賦課・徴収については、現行制度では市町村は広域連合が賦課した保険料を徴収し、徴収できた保険料を広域連合に納付する仕組みだが、新たな制度においては世帯単位の賦課となることにより現行99%以上の徴収率の低下が見込まれていること、また、

後述するように今後市町村国保の都道府県単位化を図るとされており、徴収率が低い現役世代の収納対策を見据えると、現行制度と同様に市町村の事務を徴収のみとした場合、徴収のインセンティブが働かないことが危惧されるとされ、「都道府県単位の運営主体」が市町村ごとに納付すべき額を定め、それにもとづいて市町村が改めて賦課するという方法が示された。

具体的には、「都道府県単位の運営主体」は都道府県内の高齢者の医療給付費をもとに、現行制度と同様に被保険者割と所得割の2方式により標準保険料率を算定し、それをもとに市町村ごとに納付すべき額を定める。市町村は自らの収納率などを勘案しながら、納付すべき額を賄うために必要な高齢者の保険料率をそれぞれ条例で定め、同一世帯に若人がいる場合は、従来どおり市町村が定めた若人の保険料と合算し、世帯主から保険料を徴収する。

これにより、収納率が低い市町村は標準よりも高い保険料率の設定や一般会計からの繰り入れが必要になる反面、収納率が高い市町村では低い保険料率を設定できるようになるなど、保

図1 検討に当たっての基本的な考え方（6原則）

- ①後期高齢者医療制度は廃止する
- ②マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
- ③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う

図2 制度の基本的枠組み

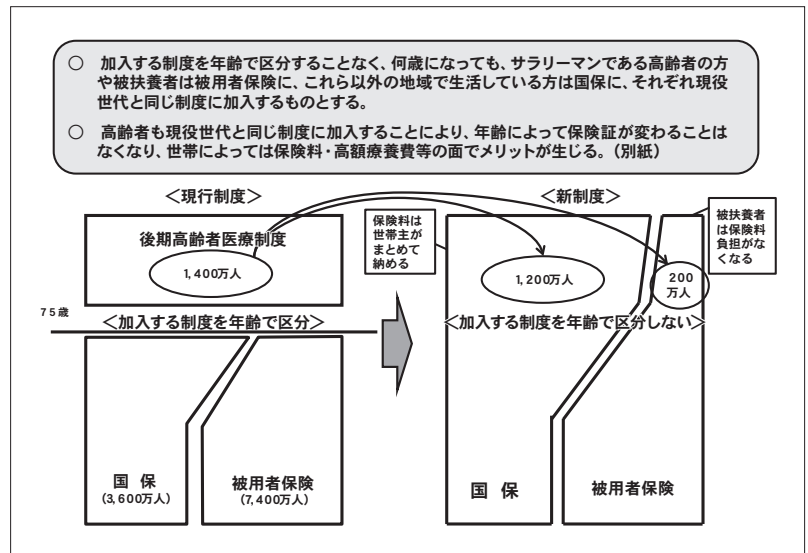
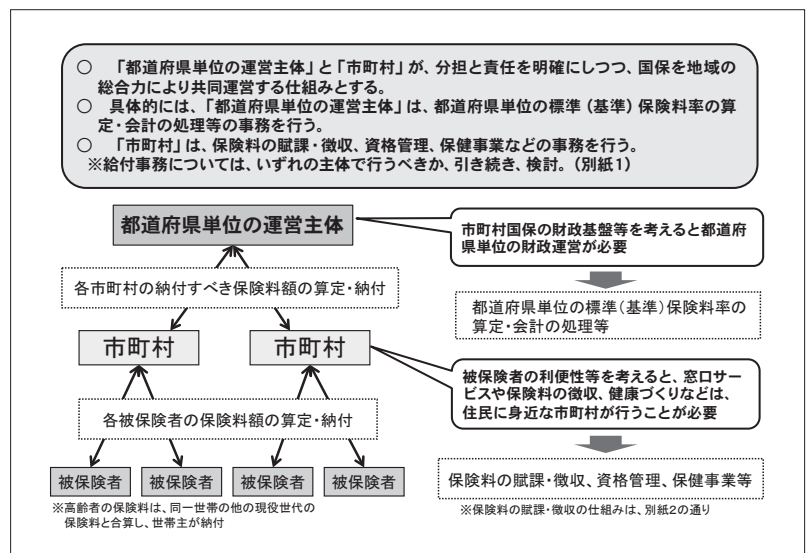


図3 都道府県単位の財政運営とした場合の国保の運営のスキーム



除料徴収へのインセンティブが働くとしている。

しかし、こうした共同運営の仕組みに関しては、市町村長の委員等から、「都道府県単位の運営主体」と市町村の役割と責任が不明確であるとの発言が相次いだ上、都道府県内で同一所得であれば同一保険料という現行制度の根幹が失われ、後退であるとの指摘もあった。

また、そもそも現行制度下の広域連合による運営は安定しており、賦課まで市町村に戻ってくることを市町村は

想定していないため、今後の調整の行方は不透明となっている。

なお、保険料徴収については、世帯主以外の高齢者は保険料納付の義務がなくなり、高齢者世帯の世帯主が希望すれば年金からの天引きが引き続きできるようにされたが、原則年金天引きを外して希望者のみとすることにより徴収率が低下することが懸念されており、この点は徴収にあたる市町村長の委員からも再三指摘がなされている。

一方、保険給付については、6月の第7回改革会議で示された「議論の整

理」では「都道府県単位の運営主体」が担うとされていたが、中間とりまとめでは明示されず、「都道府県単位の運営主体」と市町村が担った場合のそれぞれのメリットとデメリットが示されるに留まった。

しかし、現実には保険給付は資格管理と密接に結びついており、住民サービスを下させないために市町村が担うことが有力視されている。

結果として、あまりにも多くの事務を市町村が担当することとなり、何のための広域化が分からず、実質的に市

町村が保険者ではないかとの指摘が出ることも予想される。

都道府県単位の運営主体

また、肝心の「都道府県単位の運営主体」をどこにするかについては、引き続き検討するとされた。改革会議において、ほとんどの委員は、今後の人口減少で小規模保険者がますます増えていく市町村国保には持続可能性がなく、医療提供体制を担う都道府県が国民健康保険も一体的に担うべきと主張しているが、神田委員（愛知県知事）

政 策

が慎重な姿勢を崩さなかったため、事実上京都府県と広域連合の両論併記となった。

全国知事会が6月に全都道府県を対象に行ったアンケート調査によれば、29の知事が市町村による広域連合が新たな制度の運営主体として適当とした一方、10程度の知事は都道府県と市町村の共同運営と回答しており、平成18年当時の医療制度改革の際に都道府県が広域連合に参画することを強硬に拒み続けたことを思い起こせば、国保へ関わることに積極的な姿勢を示す知事が現れたことは特筆すべきことではある。

こうした知事会内部の事情もあってか神田愛知県知事は知事会代表というよりは一知事として発言をしており、20日に一委員として提出した意見書でも、「これまでの改革会議で指摘された現行の広域連合の問題点はいずれも本質的な問題点ではなく、新たな制度の運営主体としては市町村による広域連合が適当である。」とした。

今後年末に向けて、都道府県にどのような理解を求めていくかが焦点となることは間違いない。

●費用負担・公費等

このほか、費用負担については、国保と被用者保険にそれぞれ加入することとなる高齢者の医療費について、「引き続き、国民全体で公平に分担する仕組みを設ける」として、高齢者の約8割が国保に加入するという偏在を被用

者保険との間で調整する。公費、現役世代からの支援金、高齢者の保険料のそれぞれの負担割合を明確化した現行制度の利点は新たな制度でも引き継がれる方向だ。

しかし、現役世代からの支援金に關して、被用者保険内での負担方法は現行の被保険者数割（平成22年度から1/3については総報酬割を導入）ではなく総報酬割を導入することが念頭に置かれており、所得の高い健康保険組合からの強い反発が予想されている。

また、各保険者間の財政調整の方法としては、

①現行制度と同様に高齢者の保険料と公費を先充てし、これら以外の分を各保険者が現役世代の加入者数に応じて支援する方法。

②現行制度の前期高齢者にかかる財政調整のように、公費以外の分を各保険者がその加入者数に応じて支援する方法

③両者を組み合わせる方法があるとし、年末まで検討することとされた。全国的なマクロレベルで見ただけ、①は被用者保険に有利に働き、

②は国保に有利に働く。現実的な選択肢としては、現行制度と同様に③の両者を組み合わせただけ方法しかないと考えられるが、国保としてはミクロレベル（個々の保険者）でも負担増となる団体が出ないよう注意しなくてはならない。費用負担の方法は前回平成18年の医療制度改革時の利害調整と同様、最も調整が難しい課題であり、最後まで

難航することが想定される。

また、改革会議で最も意見の多かった公費の投入に関しては、「高齢者や現役世代の保険料負担の増加を抑制するために、効果的な投入を図りつつ、充実させていくことが必要」とされた。厚生労働省は数年ごとに財源のあり方を見直す仕組みを予め制度の中に入れ込む方針であるが、新たな制度のスタート時に追加で公費投入できるかは現下の財政状況を考えると難しい情勢となっている。

●保健事業等

現行制度では、75歳以上の健診については努力義務となっていたが、受診率が低下したことから、新たな制度のもとでは各保険者の義務として行うこととされた。

また、特定健診・特定保健指導については、別途技術的な検討を行った上で引き続き取り組みを進めていくこととされたが、実施率による後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みについては廃止され、別途インセンティブが働く方策が講じられる見込み。

●システム等の準備

また、20日の改革会議では、厚生労働省と国民健康保険中央会が「高齢者医療システム検討会」を設置することとも報告された。現行制度施行時にシステム対応に現場が苦慮したことから、法案成立後政省令を早期に示すよう市町村関係者は求めてきたが、このたび

の中間とりまとめで少なくとも加入関係については方針が固まったため、広域連合と市町村国保のシステム改修について前倒しで検討に入ることとなったもの。

●全国町村会のこれまでの主張

全国町村会からは、藤原忠彦会長（長野県川上村長）が委員として参画しており、これまでに、各都道府県町村会長に対して行った「高齢者医療制度改革に関するアンケート調査」の結果等に基づき、政務調査会、常任理事会での議論を経て、6月18日に厚生労働省に対して意見書を提出（町村週報第2724、2725号参照）し、第7回会議（6月23日）にも同意見書を提出し、意見を述べたところ。

今回の中間とりまとめに関しては多くの重要な検討課題が先送りされているため、全国町村会としては中間とりまとめへの評価は保留し、今後重要事項の検討時に意見を述べていくというスタンスであるが、20日の会議では、藤原会長から、

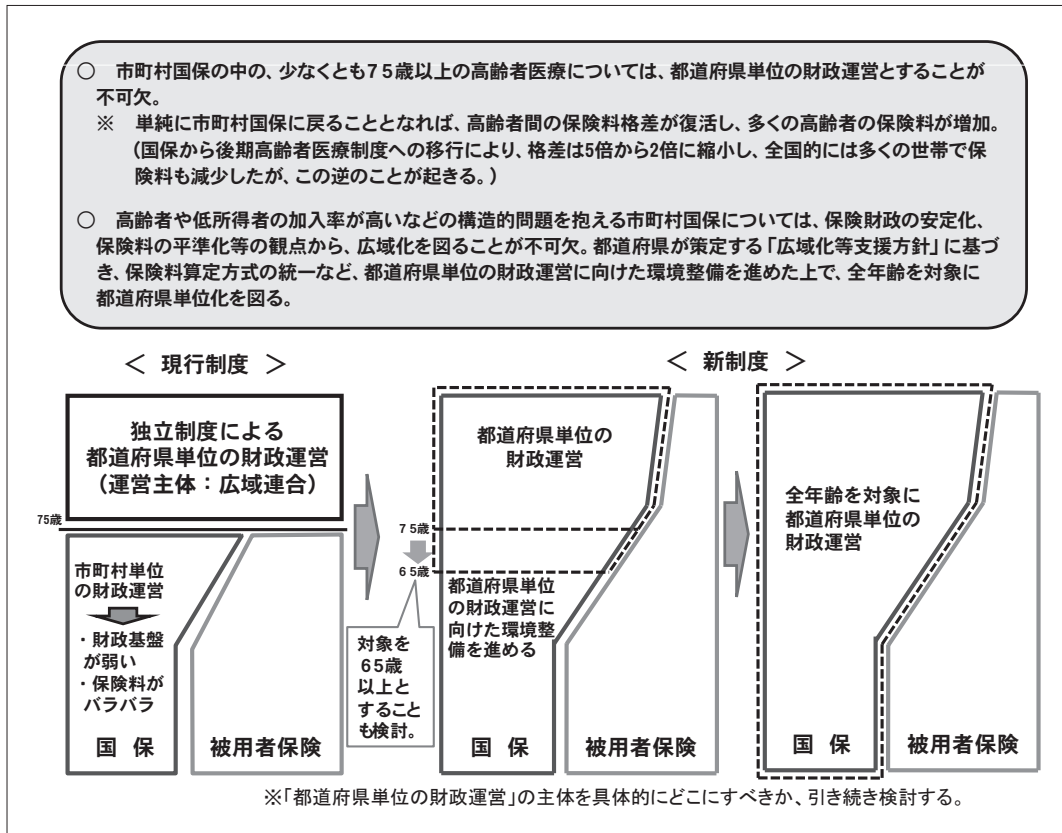
・再び混乱を起こさぬよう、幅広い理解と納得を得るべく、性急に結論を出さず、慎重に検討すべき。

・大半の高齢者が国保に戻ってきた結果、市町村に大きな事務負担等が生じた上に、さらに現行より収納率が落ちるようでは、現行からの後退であり、市町村は納得しない。

・制度運営の責任は都道府県が担うべきだが、国としての最終的な財政責

政 策

図4 国保の広域化



任を示し、多額の一般会計からの赤字繰り入れなど、国保の構造的な問題の解決を図るべき。
提示されている共同運営については、都道府県と市町村の責任と役割分担が明確でない。特に、標準保険

料の算定、保険料の賦課・徴収については、慎重な検討が必要。
などと発言がなされたところである。

市町村国保の都道府県単位化

改革会議発足時に大臣から示された

6原則に「市町村国保の広域化につながる見直しを行う」とあるとおり、今回の改革では国民皆保険制度を守るために、高齢者医療と市町村国保の一体的な広域化が大きな検討テーマとなっている。

中間とりまとめでは、高齢者や低所得者が多いという構造的問題を抱えた市町村国保については、保険財政の安定化、保険料負担の公平化等の観点から広域化を図ることが不可欠とされ、その手法として、先般の国保法改正で導入した都道府県が策定する「広域化等支援方針」に基づいて、保険料算定方式の統一や保険財政共同安定化事業の拡大など、都道府県単位の財政運営に向けた環境整備を進めた上で、全年齢を対象に都道府県単位化を図るとされた。

また、移行手順としては、①新たな制度が施行される平成25年度以降のある時期(例えば平成30年)まで期限を定めて全国一斉に、②合意された都道府県から順次、と二通りの手法が示されているが、どちらの案が採用されるとしても、高齢者は都道府県単位、若人は市町村単位の運営となり、当面二つの運営主体が併存する複雑な形となる。(図4参照)

なお、先述の意見書で神田愛知県知事は、これまでの会議で国保の構造的な問題、財政問題への十分な議論がないまま市町村国保広域化の結論を示したことを批判し、全年齢で都道府県単位化するとした文言の削除を求めた。都

道府県の多くは市町村国保を広域化した結果自らが運営主体となることを警戒しており、時間的な制約もあつてどの程度まで最終とりまとめに書き込めるかは全く不透明な状況。

ちなみにこの意見書に対して厚生労働省は、指摘された課題を念頭に、都道府県・市町村・広域連合との間で精力的に実務的な検討を行ないたいとした。

厚生労働省が地方とどのような「実務的な検討」を行うのかは現時点では定かではないが、全国町村会をはじめとする国保関係者はこのたびの改革会議での議論にあたって、医療保険制度の一本化に至るまでの第一段階として、まずは都道府県単位に広域化し、都道府県が運営責任を担うべきとしている。

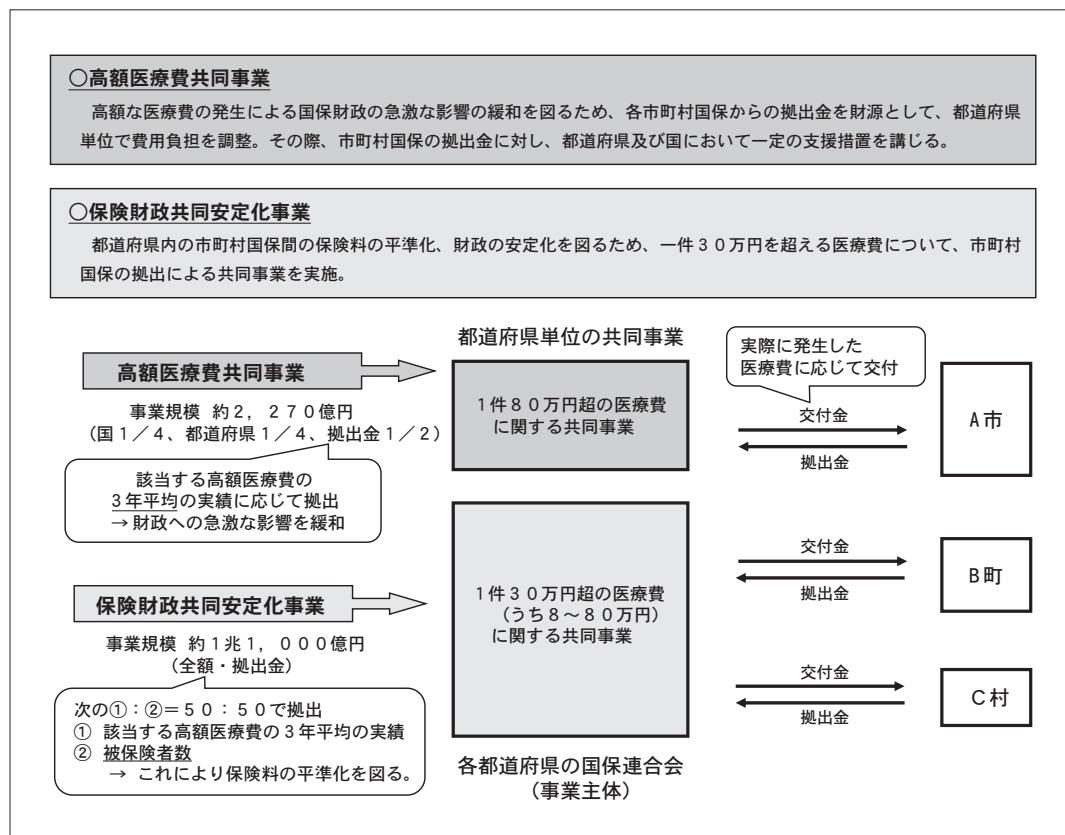
今回を逃すと国保の広域化を議論する場面は当分来ないとの見方もあり、以下、想定されている国保の広域化の道筋を紹介したい。

平成22年に国民健康保険法が一部改正され、都道府県の判断により広域化等支援方針を策定できることとなり、その中で、保険財政の安定化や保険料の平準化を図るため市町村からの拠出金により都道府県単位で費用負担の調整を行う現行の保険財政共同安定化事業(以下、「共同事業」、図5参照)について、都道府県の判断でその対象金額を拡大したり、拠出金の拠出方法を見直すことができることとなった。

現行は1件30万円以上のレセプトが

政 策

図5 高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要



共同事業の対象であるが、これを段階的に拡大し、最終的に1円以上とする。と実質的に都道府県単位の財政運営となる。

また、現行の各市町村からの拠出方法は被保険者割と医療費実績割の半々

だが、医療費実績割の割合を引き下げるほど都道府県単位での保険料の平準化が進むため、被保険者割と所得割を半々にする方向で平準化を進めていくこととしている。

その場合、健康事業に力を入れるな

として医療費が低い団体から不満が出る。ことが予想されるため、都道府県が、医療費水準が高い市町村に医療費適正化策の実施を助言・勧告したり、また、拠出超過市町村に都道府県調整交付金を交付するなどして激変緩和措置を講じることが奨励されている。

共同事業が拡大され、財政運営が実質的に都道府県単位化されれば、時期を見て激変緩和策をやめ、被保険者数割と所得割による都道府県内で統一された拠出方法となる。

その時点で、共同事業を衣替えし、高齢者部分と同様に若人部分の国保についても「都道府県単位の運営主体」と市町村が共同して運営にあたれば、全年齢における都道府県単位化が実現される。

保険料の賦課・徴収については、厚生労働省は高齢者部分と同様に若人部分についても分賦金方式を導入することを念頭に置いており、都道府県単位の広域化といっても市町村ごとに収納率の格差分だけ保険料水準に差が出てくる。しかし、従来のように都道府県内で2倍といった格差にはならないため、市町村は標準保険料率に基づいて保険料を課す限り、従来のように独自に保険料を引き上げたり、一般会計から赤字繰り入れを行う必要はなくなる。

これはあくまでも広域化への道筋の一つの例であり、都道府県の判断で地域ごとの医療費水準に応じた標準保険料率を定めることも考えられる。

その場合、高齢者部分と若人部分で保険料賦課方法が異なることになるため、複雑で分かりにくい制度となることは避けられない。

いずれの手法を探るにしても、共同事業を拡大し、拠出超過の市町村でさらに拠出が増えていけば、仮に激変緩和措置があったとしても、その団体は医療費水準が高い団体の保険料を引き下げるために自らの保険料を引き上げざるを得ない。それは市町村国保の広域化を実現する上で必ず直面しなければならない課題である。

全国の市町村は、今後、改革会議での議論の行方を注視しつつ、広域化に向かい合い、議論を深めていくことが求められている。

●おわりに

厚生労働省は、今後も改革会議を月1回のペースで継続し、年末に最終とりまとめを行い、来年の通常国会への法案提出を目指している。

限られた時間で多くの困難を極める課題を解決することができるのかは全く予断を許さない状況であり、ねじれ国会の下では、例えば法案提出できたとしても成立は不透明なものとならざるを得ない。

多くの高齢者が国保に戻ってきて、運営は元の広域連合、若人部分の広域化は手付かずという結果だけは避けなければならない。

(全国町村会 行政部)

町村Navi

北海道本別町

本別ブランド、黒いダイヤ
『キレイマメ』を全国へ発信



町は、『貴方のキレイ、応援します。キレイマメは黒いダイヤ、大地から健康美人の贈り物』をキャッチフレーズに、北海道十勝本別産の豆だけを使用した『キレイマメ』を本別ブランドとして販売展開している。

豆ブランドとしては、北海道十勝産の豆は有名だが、本別町の知名度は低く、表に出ることが少ない。そこで、町が主体となり、町内5企業のメンバーと農協・商工会の協力で、この企画をスタートさせた。

商品のパッケージデザインは武蔵野美術大学が担当。黒を基調とした斬新さが目を引く。主原料は、町の特産品である最上質の『中生光黒』黒大豆を使用。商品は町内老舗が製造する自信作で、素焼黒豆・黒豆味噌・黒豆納豆などの定番品から、カマンベールチーズを和のテイストで仕上げた「黒豆味噌漬カマンベール」、黒豆とうふを味噌漬にした奥深い味わいの「黒豆豆腐味噌漬」など十種類以上がラインアップ。



10月1〜3日まで、代々木公園で開催される「北海道あの町この村・この味 産直フェア」に出展する。

秋田県美郷町

要援護者へ緊急情報キットを配付

町は、災害などの際に要援護者の避難を支援する一環として、緊急連絡先や服用薬などが一目で分かる緊急情報キット「みさと安心バック」を作成。ひとり暮らし高齢者などへ配付した。

円筒状の「安心バック」には、氏名や住所、電話番号、緊急連絡先のほか、持病やかかりつけの病院、普段飲んでいる薬の種類などを記入した用紙を入れ、冷蔵庫に保管する。冷蔵庫は耐久性にすぐれているほか、誰でも保管場所が分かるように統一したもの。

配付対象は、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障害のある人など要援護者のいる約1,300で、うち希望する約510世帯に民生委員が直接訪問して配付した。町では自主防災組織も補助金で組織化を進めており、地域が一体となった要援護者の支援を期待している。

なお、「安心バック」は災害時のみならず病気やケガなどの救急医療にも活用できる。現に、配付後、高齢夫婦の一人が急病で倒れた際、「安

心バック」が救急搬送に役立つ事例があったという。

静岡県小山町

企画 「婚活」支援でイベント等

町は今年度から、町内在住の若者らの「婚活」を支援する「小山町マリッジミッション（OMC）」を始めた。町内の観光施設や自然環境などを利用した婚活イベントを企画することで出会いの場を提供し、より良い結婚のための「スタートからゴールまでを支援」する。

具体的には、偶数月に町内施設を活用したイベントを開催。今年度は、6月には国際レース場の「富士スピードウェイ」でレース観戦やカート走行などを行った「GO婚活グランプリ」を、8月には小学校で「体育」や「理科」「給食」などのレクリエーション活動をそれぞれ行った。今後、富士山キノコ狩り＆星空ウォッチング（10月）や「クリスマスパーティー＆ワイン講座」（12月）などを企画している。

町は、昨年度から婚活支援イベントを開催。これまでに計5回のイベントを開催し、9組が成立しているという。なお、イベントに参加するにはOMCへの登録・申込みが必要で、実際にイベントに参加すると「会員」として、専用サイトの掲示板や

他会員の情報等の閲覧などの機能を利用することができるようになる。

愛知県豊根村

村と結ぶ「こよネット」
会員を募集

村は、村制120周年記念事業の一環として、豊根村に関心のある村外の人々とのネットワーク（通称「こよネット」）を立ち上げ、会員を募集中だ。

約93%が山林の村では、「水と緑と心のふるさと」の自然や暮らしを守るため、山村留学や就農相談、空き家情報の登録などに取り組んでいる。そんな地域の取組みに賛同、または山間地域の生活に関心のある人々とのネットワークを立ち上げることにしたものだ。

会員は「一般会員」（年会費2,000円）と「メール会員」（無料）の2種類。一般会員には「広報とよね」のほか季節ごとの旬な情報を提供。さらに、温泉施設や茶臼山高原リフトの優待券をプレゼントするほか、栃もちや金山寺味噌などの特産品も特別価格で直送する。メール会員には、村の「いま」をメールマガジンで随時届ける。現在、両会員合わせて80人ほどが登録しているが、村では今後、会員拡大に向け、転出した人を対象にした登録呼びかけなども検討したいとしている。

随 想

随 想

「第二二回日本水大賞」
受賞香川県町村会長
多度津町長 小 國 宏
おぐに ひろし

日本水大賞とは、安全な水、きれいな水おいしい水にあふれる二一世紀の日本と地球を目指し、水循環系に貢献した活動に対し、顕彰する制度です。

主催は、日本水大賞委員会が秋篠宮文仁親王殿下が務められておられ、関係各省が後援されております。

毎年七月一日の「水の日記念日」に活動発表及び表彰式が開催されております。

【わが町の紹介】

多度津町は、香川県の中央部に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は緑豊かな讃岐平野が広がり、美しい自然に恵まれ、人口は、約二四、〇〇〇人の小さな町です。

昭和四四年に多度津町臨海土地造成事業に着手し、約一九〇ヘクタールを埋め立てることにより工業団地を中心として二社の造船会社、橋梁、食品産業など約五〇社の企業誘致を行いました。また温暖で肥沃な土地を生かした稲作や麦作、ぶどうやミニトマトに代表される農業が行われています。

平成一二年には、町制施行一一〇周

年を記念して全国自治体に先駆け、「環境のまち」宣言を行い、町制一二〇周年を迎えた本年は、二一世紀の新しい社会づくり循環型社会の構築を主要施策として「人・環境にやさしいまちづくり」を基本とした町政を進めています。

【事業のきっかけ】

当町は、水資源に恵まれず、昔から湧水による水不足に悩まされ、汚濁化が進んだ土地柄です。

住民生活の基盤である上水は、地下水源に恵まれておりますが、近年、水質についての心配から膜処理施設を建設しました。

平成六年の大湧水は、当町も産業や農業に大きな影響があり、このような経験を踏まえ、平成九年に安定的な水資源を確保するため、関係各課の職員が企画立案する中で注目したのが一市三町で構成する香川県中讃流域関連公共下水道金倉川浄化センターの下水道放流水を新たな水資源として活用するものでありました。

【事業の概要】

この事業は、終末処理場から海へ放

流してありました下水道放流水を高度処理技術で復活させ『多度津町再生水利用計画事業』として進めているもので、特徴として次の四点があげられます。

一点目として、一市三町で構成している中讃流域下水道金倉川浄化センターの放流水をさらに高度処理し上流約六キロメートル地点まで送水し、「農業用水」「修景用水」「河川維持用水」などに活用する節水型リサイクル社会の形成。

二点目として、下水道の普及により川の水質は良好になったが、反面、水量不足による悪臭の発生や生態系の変化による環境破壊が進んでいる。その解決策として、上流より下水道再生水を河川や各水路に放流することにより、水質及び環境保全の推進。

三点目として、本町では湧水による農業用水が慢性的に不足しており、農業関係者、水利関係者と協議、約一、三〇〇戸、全世帯の同意を得る中、町内最大のため池に下水道処理水を送水し、そこから町内各ため池に分配する。日量二、〇〇〇トンを送水することにより、農業用水を確保することができた。

四点目として、失われてしまった人と水の接点としての水辺環境を再生させるため、また良好な水辺空間を創出するため、「せせらぎ水路」「八幡の森ほたるの里」「親水公園」などの整備を行った。

【終わりにあたり】

『多度津町再生水利用計画事業』の取り組みや様々な活動は、今後わが国が推進すべき水資源の確保や環境分野の最重要テーマとして、そのモデル事業として、まるで教科書となる先駆的な事例として高く評価をいただき、この度「第二二回日本水大賞国土交通大臣賞」を受賞いたしました。

このモデル事業を立ち上げるにあたり、まず心配したのは、水質のあり方について、また予算の確保についてでありました。

大学の先生方をはじめ関係各省庁（当時の建設省、農林水産省、環境庁、香川県）の方々のご指導により完成したもので心より感謝申し上げます。

完成した今は、水利関係者、「ほたるを育てる会」をはじめ地元高校生によるせせらぎ水路清掃活動への参加、さらには、下水道再生水を利用した稲作体験学習などを行っています。

未来を担う子ども達が幼いころから水を通して地球環境への意識を持つことは、子ども達ひとり一人のこれからの人生に計り知れない意味を持ちます。

終わりにあたり、この事業を通じて改めて学んだことは、自然環境を壊すとそれを取り戻すのには、長い歳月と大きな財政負担が伴います。

今後町をあげて身のまわり、自然を大切に取る取り組みを進めてまいります。

随 想

随 想

大河ドラマ「龍馬伝」の
大浦お慶とそのぎ茶長崎県東彼杵町長 紙谷 修
ひがそのぎ かみ や おさむ

り、茶単価・生産量とも例年並みとなり、農家にも笑顔が戻った。

このような一連の自然現象を間近に見たとき、なんだか自然に教えられることが多々あるように思えた。

我が町は人口が九千二百人という小規模な町だが、その昔、江戸時代には交通の要として栄えた歴史を持ち、陸上交通の手段として、長崎街道・平戸街道を有し、長崎街道は長崎からそのぎの宿・嬉野への峠を越えて、小倉に至る路線で、鎖国時代、幕府が唯一、外国との交易を行う港である長崎と江戸を結ぶ重要な街道であった。

いま、長崎はNHK大河ドラマ「龍馬伝」で賑わっている。

ドラマのなかで、ミスティアスな女商人として登場するのが余貴美子さん扮する大浦お慶である。

以前放映されたシーンで、お慶はカスティラの製造資金として五両のお金を借書もなしに龍馬に差し出したが、夢と男気ある龍馬たちを陰から物心両面で支え、見守った型破りな行動に感動したものである。

お慶は「そのぎ茶」等を大量に買い付けてアメリカ・ヨーロッパに輸出した史実があり、江戸時代誰も考え付かなかった日本茶の輸出を成功させた長崎の女傑である。

九州各地の釜炒り製玉緑茶が集められ、長崎から盛んに輸出された。

長崎におけるお茶の歴史は古く、平安時代末期の頃、禅僧・栄西が大陸から平戸の地に禅とお茶を持ち帰ったのがはじまりで、それらが後に本格的なお茶の栽培として、全国各地に広まったといわれている。

特に十五世紀に釜炒りによる製茶法が西九州に伝えられると、我が町で盛んに栽培されるようになり、今日の特産品となった。

新しい時代へと駆け上っていった志士たちに夢を託したお慶という女性、明治維新の陰の立役者のひとりであったと言える。

今日の我が国に、第二のお慶がいれば、と思いを馳せながら、大河ドラマ「龍馬伝」を楽しんでいる今日この頃である。

♪ 夏も近づく八十八夜

トントン

茶摘み唄の一節である。

八十八夜とは、田畑に種子を播く適期であり、「お茶」では茶摘みの最盛期となる。

五月二日に八十八夜を迎え、今年もいよいよ新茶「そのぎ茶」の美味しい季節が到来した。

東彼杵町は、長崎県の茶園面積の六〇%にあたる四〇〇ヘクタールの茶園を有して、六百トンの生産量を誇り、「そのぎ茶」のブランドで愛飲されている。

本年三月末、全国的に寒波が到来し、未だかつて経験したことのない光景を目にした。

きれいに整っていた茶園で、わず

かばかり芽吹いていた新芽が一夜にして凍結してしまったのだ。

新芽が凍る凍害に見舞われた。

霜害という霜対策については、茶園一面に大型の扇風機（防霜ファン）を設置して、その予防に当たっているが、凍害までは想定していない。

収穫が激減するのではないかと大変心配し、この光景を見た茶農家の落胆は大きかった。

しかし、永年作物である茶樹の力強い生命力により、八十八夜までの一ヶ月間で茶樹は見事に復活した。

昨年の秋から丹精込めた手入れ・肥培管理により、再び新芽を成長させ、「ふくよかな味と香り」のそのぎ茶が生産できた。

この姿に感動を覚えたところであ